

地域計画

策定年月日	令和6年4月9日
更新年月日	()
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	米原市 (252140)
地域名 (地域内農業集落名)	小田 (小田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	31.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	31.6 ha
② 田の面積	31.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.2 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	1.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1.6 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

目標地図内農地(川上、日向、郷ノ久保、黒土、金屋前、堂畑、ニツ屋)の地権者の内、約4割が近隣他集落(5～6集落)の地権者であるため、小田集落だけでは今後の方向性を決定することが難しく、他集落の地権者も含めた協議の場も存在しないため、地区内の農地について今後の方向性を決定するのができていないのが現状である。農地の現状としては金屋前、堂畑、ニツ屋のほ場についてはほ場整備が行われていないため、一区画が10a未満の田が大部分を占めており、川上、日向、郷ノ久保についてはほ場整備は行われているものの、大部分が20a前後の区画でありほ場整備が行われた農地としてはやや狭小である。それに加えて小田地区の農地は傾斜地が多く、法面、畦畔の面積が大きい、維持管理の手間が掛かっている。地区内の担い手の現状については地区内には集落営農組織がなく、地区内の個人農業者6者の内の中心経営体2者についても70歳以上の高齢の個人農業者であり、地区内だけで担い手を十分に確保するのは難しい状況である。また、地区外の担い手の現状としては近隣集落集落営農法人1者については、高齢化が進んでおり、今後も継続していくことが難しい。また、近隣集落の個人農業者4者となっているがその内の個人農業者2者は60才以上であり、後継者不在で経営規模の規模拡大も望んでいないという状態となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・土地利用型作物を主要作物とし、地域の農業を担う者への農地の集積を進める。
- ・新たに貸し出される農地は農地中間管理機構を通じて担い手に貸し付ける。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・上記の集落営農法人、若手農業者の耕作地については、原則として、農地中間管理機構を通じて貸し借りをを行うこととする。また、それ以外の中心経営体の耕作地についても、当該中心経営体の病気や怪我等の事情で当該農地の耕作が困難になった場合に、農地中間管理機構に農地の一時保全管理や新たな受け手への円滑な貸付を任せられるように、農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りを順次進めていくこととする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	79 %	将来の目標とする集積率	79 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・農地の集積集約化を図り、担い手の集積を進める。(令和15年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
・地域の農業を担う者を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通じて行う。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
・新たに貸し出される農地は農地中間管理機構を通じて、地域の農業を担う者担い手に貸し付ける。	
(3)基盤整備事業への取組	
・農地耕作条件改善事業等を行い、農地の保全を図る。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・地域の農業を担う者を中心に育成を図り、その他、地域内外からも担い手の人材を確保し育成するため、市、JA等と連携し取り組む。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	
無し	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

・「小田・伊吹農村環境管理組合」を通じて、獣害対策防止対策として獣害柵等の施設管理と、水路等の農業用施設の維持管理を地域一体で行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和14年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
利用者		水稻等	1.4 ha	— ha	水稻等	1.4 ha	— ha		
利用者		水稻等	2.9 ha	— ha	水稻等	2.9 ha	— ha		
認農		水稻等	13.4 ha	— ha	水稻等	13.4 ha	— ha		
認農		水稻等	2.0 ha	— ha	水稻等	2.0 ha	— ha		
利用者		水稻等	2.7 ha	— ha	水稻等	2.7 ha	— ha		
認農		水稻等	0.7 ha	— ha	水稻等	0.7 ha	— ha		
認農		水稻等	0.5 ha	— ha	水稻等	0.5 ha	— ha		
認農		水稻等	0.8 ha	— ha	水稻等	0.8 ha	— ha		
認農		水稻等	0.7 ha	— ha	水稻等	0.7 ha	— ha		
計	0経営体		25.1 ha	0 ha		25.1 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。